

生活保護関係全国係長会議資料

平成20年3月4日（火）

社会・援護局 保護課

(2) 生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進

今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患など様々な問題を抱えており、また、相談に乗ってくれる人がいないなど、社会的なきずなが希薄な状態にある。

一方で、多くの自治体については、生活保護担当職員が不足しており、こうした被保護世帯にきめ細やかに対応する上での様々な問題を抱えている現状にある。

こうした問題に対応するためには、各自治体は、同様の課題を有する他の自治体と一緒に、情報やノウハウを共有し、課題に対する分析や検討を行い、相互に政策評価を行うこと（いわゆる PDCA サイクルの実施）が有効であると考えられる。

複数の自治体間で協議会を設置し、生活保護の実施に係る情報・ノウハウの共有や、社会福祉士等の第三者をアドバイザーとして問題の分析や対応の検討（事例研究）、相互の業績評価等を行う場合には、必要な費用をセーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとしたので、これを積極的に活用し、自治体間における生活保護実施上の問題解決に向けた取組をお願いする。

なお、実施にあたり、各自治体において意見や要望、提案等がある場合には、連絡をお願い致したい。

(3) 法定期限内での保護決定の遵守について

生活保護法第24条では、保護の決定は申請のあった日から14日以内にしなければならず、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができるとしている。

したがって、実施機関においては、特別な理由がある場合を除き原則14日以内に保護の決定を行う必要があり速やかに審査を行う必要があるが、その中でも、申請者の手持ち金が限られているなど急迫している状況にあるときは、迅速な保護の決定が求められることに留意願いたい。